

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3109 号 2016.7.3 発行

知的障害者が奏でる、心地よくも“不ぞろいな”音楽…記録映画「幸福は日々の中に。」が公開中 産経新聞 2016年7月3日



派手な衣装を着て演奏会に臨む音楽隊「otto&orabu」の園生ら。右は施設長の福森伸さん（映画「幸福は日々の中に。」から）
鹿兒島市内の住宅街の一角に、知的障害者施設「しょうぶ学園」はある。ここでは40人の園生たちが、ありのままの姿で思い思いに生活している。工房で工芸や芸術などの表現活動を行う園生がいる一方で、一日中ぼんやりして

いる園生もいる。公開中の「幸福は日々の中に。」（茂木綾子とベルナー・ペンツェルの共同監督）は、そんな彼らの姿を追った記録映画だ。

園生たちはみな表情が豊かで個性的だ。ただ、健常者からはその個性が「異質なもの」と見られがち。この両者の間に漂う価値観の違いを「ずれ」と表現してもいいが、その「ずれ」ととことん追求して楽しんでいるのが、園生と職員による音楽隊「otto&orabu」だ。



「otto」は「音」、「orabu」は鹿兒島弁で「叫ぶ」という意味。調和したメロ



ディーではなく、楽器の音と叫びのコーラスによる「心地よい不ぞろいの音楽」をコンセプトに2001年に結成された。指揮者は施設長の福森伸さんで「彼ららしい音とは何だろうと考える。“そろわないで面白い”というのが僕の狙いです」と語る。派手な衣装やメイクをして不ぞろいの音楽を奏で、心から叫ぶ園生たち。演奏会を楽しみにしている一般の人々も多い。そこにあるのは「個性」が「個性」として認識される空間。映画を撮った茂木綾子監督も演奏に魅せられた一人で、「彼らのありのままの姿をとらえるため、奇をてらった演出は一切避けた」という。



知的障害者に対する世間一般の偏見や先入観を変えた記録映画というと、1974年の「ねむの木の詩（うた）」が思い浮かぶ。静岡県内の養護施設「ねむの木学園」の日常に迫った作品で、園長の女優、宮城まり子が自らメガホンをとった。東京・神田神保町の岩波ホールで上映した元総支配人の高野悦子さん（1929～2013年）は宮城監督について「至難といわれる養護施設の仕事を、彼女の得意とする芸術的感性の世界に引き寄せ、従来



の常識的な教育では不可能だった人間教育を成功させた」と指摘した（高野悦子編「エキプ・ド・シネマ」より）。この言葉は、福森さんにも当てはまる。福森さんは「1973年の設立当初は不安だらけでしたが、園生らが自分の考えを思い思いに表現することが間違いではなかったと、最近では確信するようになりました」と満足そうにほほ笑んだ。（伊藤徳裕）

大人用おむつの市場拡大 超うす型が人気、下着感覚 伊沢友之

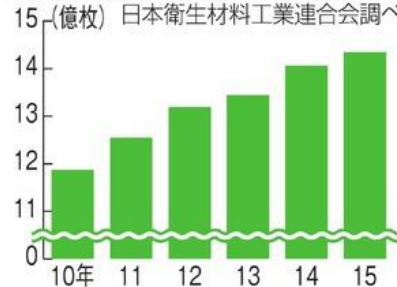
朝日新聞 2016年7月3日

うす型商品が人気を集める大人用おむつ売り場＝大阪府東大阪市のキリン堂東大阪鴻池店



尿漏れを抱える活動けの商品が増えたか

大人用紙おむつの市場は伸びている (億枚) 日本衛生材料工業連合会調べ



大人用の紙おむつの市場が伸びています。「介護用」のイメージが少しずつ変わり、軽いつな中・高年向けです。

東京で活躍する80代の女性DJと60代の男性ギタリストのセッション、80代の男性ライダー……。大王製紙が今年3月に発売した大人用紙おむつ「アテントスポーツパンツ」のテレビCMには、活動的に暮らすシニアが数多く登場し、「自由を、はこう。」のキャッチコピーで終わる。



大王が狙うのは、趣味を持つ65歳以上のシニアだ。同社によると、尿道にとどまった尿の一部が衣服を整えた後に漏れ出す「ちょい漏れ」などを含め、失禁症状がある65歳以上は国内に約710万人。約5人に1人がトラブルを抱える計算になるという。

だが、「おむつを使うことをためらう人が多い」（同社）。趣味やスポーツを切り口にすれば、介護向けと思われているイメージを変え、多くの人の需要を掘り起こせるとみている。



日本女性は社会進出に消極的なのか？ 女性リーダーが増えない理由をNPO法人J-Win 理事長の内永ゆか子氏に聞いた 産経新聞 2016年7月3日



J-Win 理事長の内永ゆか子氏＝東京都千代田区（伴龍二撮影）

女性活躍推進法が4月に全面施行され、平成28年は働く女性をめぐる節目の年となった。一方で出産により6割が離職し、管理職比率は欧米諸国の3分の1にとどまるなど変わらない実態がある。複数企業で役員を務め、企業のダイバーシティ（多様性）戦略を進めるNPO法人J-Winの内永ゆか子理事長に、日本女性の活躍が伸び悩む理由について聞いた。

――女性活躍推進法元年をどうみるか

「女性活躍推進はこれからターニングポイントを迎える。企業はたくさんの施策をやっているが、女性が制度に甘えているだけでは反動が起きるだろう。グローバル化が急速に

進む中、日本企業にはぶら下がりやをさせる余裕は、もはやない。働く環境にしても、国や企業に頼って『やってくれない』というばかりでなく、女性は自らも方策を探るべき」

――環境整備が進んでも女性の活躍が伸び悩むのはなぜか

「大きな理由は2つ。女性のマインドと働き方の問題だ。まず、日本女性は驚くほど挑戦に対し消極的。ロールモデルがないため、管理職は大変だ、辛いというイメージばかりが先行している。男性上司が格好をつけて『大変だ』と言っているのを真に受け過ぎ。本当はワークライフバランスなんて、立場が上がれば上がるほどなんとでもなる。実際に昇進した女性に聞くと9割近くが『権限が増えて自由度が高まった』という。そんなことは男性はみんな当然、と思っている。昇進した女性はこんなにいいことがある、楽しいとぜひ訴えてほしい」

「働き方でいうと、とにかく仕事は時間と場所から自由になるべき。無駄をなくして業務を可視化することで、アウトプット（成果）評価にする。そのうえであるときは長時間働くし、あるときは一週間休む。強制的に『〇時に帰れ』というのは多様性に反している。単に長時間労働がだめという話ではない。ワークライフバランスではなく、ワークライフマネジメントをやるべきだ」

――女性は家を守り男性は外で働くという価値観も根強い

「性別による役割分担の歴史は日本古来の伝統ではなく戦後からという指摘もあり、固執するのは問題だ。そもそも現代で、家事の作業量は激減している。時間をセーブしようと思えばいくらでもできる。一方の仕事が減ればもう一方の役割をシェアするのは当たり前。女性が外で働いたり世の中に貢献したいと考えるのも自然なことだ」

――国も女性活躍推進に力を入れるようになった

「同じ女性活躍といっても、政府の掲げるものと企業の目指すものは目的が少し違う。政府は少子高齢化で働き手が減り国は衰退する。だから女性活用という。しかし企業にとって女性活躍は、グローバル市場で勝つために変革を起こす手段。過去の成功体験を支えた男性一色のモノカルチャーでは、限界だと気づいたところはやっている。女性活用は多様性の第一歩。ここで違った価値観、発想、見方を入れることができれば、そこから外国人だったり性的少数者（LGBT）だったり、門戸を開くことができる」

――世界が多様性を追求する理由もそこにある

「世界経済フォーラムの（男女格差を測る）『ジェンダー・ギャップ指数』で昨年、日本は101位。かつて80位内だったこともあるが、諸外国にどんどん追い抜かれている。それはなぜか。変革の源泉となる女性活用こそが、ビジネスの変化のスピードの速い現代を生き抜くのに必要。このことを他国は、より理解しているからだ」

■内永ゆか子（うちなが・ゆかこ） 東京大理学部卒。1971年日本IBM入社。ソフトウェア開発研究所長、専務執行役員などを務める。同社を定年退職した2007年にJ-Win設立。ベネッセホールディングス副社長、ベルリッツコーポレーション会長兼社長兼CEO（最高経営責任者）、イオン社外取締役などを歴任。69歳。香川県出身。

<参院選 私が選ぶ> (6) 障害者福祉 「65歳問題」向き合って

東京新聞 2016年7月3日

◆社会福祉法人理事長・町田初枝さん

「政治の力は大きいと思いますね」。川越市で障害者のために作業所やグループホームなど生活の場をつくり続けてきた社会福祉法人「皆の郷」理事長の町田初枝さんは言う。

町田さんは一九七九年に養護学校（現特別支援学校）が義務教育化される前から、重度の障害がある長男のために他の母親たちとバスを連ねて県庁へ陳情に通うなど、障害児の就学運動に取り組んできた。「当時の畑和（はたやわら）県政は義務化に合わせて、他県にはないところもあった高等部をつくってくれた」

しかし、高等部を卒業すると重度の障害児を受け入れてくれる作業所は当時なく、町田

さんは「十八の春」を迎えて行き場のない子どもたちを持つ母親たちと奔走。八七年、皆の郷の前身となる無認可の小規模作業所開設にこぎ着けた。



今では入所施設や生活支援センター（訪問介護など）のほか、六つのグループホームや作業所・福祉の店六カ所を運営し、障害者約二百人が働く。利用者の親らでつくる「支える会」が、チャリティーコンサートや物品販売で年約一千万円を集め、法人に寄付する。「そこまでやらないと、私たちが必要と考える支援ができないんです」という。

「入所者の場合、外出の移動支援が使える市と使えない市があり、自治体によってサービスに違いがある」とも語る町田初枝さん＝川越市で

障害者への福祉サービスの提供を一元化する目的で二〇〇六年、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行された。サービス利用者に負担を求めることになったが、障害が重いほど負担が大きくなるのが問題となり、集団訴訟などを経て負担の軽減が進んだ。

精神障害があり、昨年から作業所に通う飯島あやこさん（43）＝仮名＝は「通う前は家に一人でいられなかったが、今は気持ちが安定して生活が百八十度変わった」という。ただ、夫に収入がある飯島さんの場合、今の制度では施設利用料や給食費の軽減が受けられず、報酬をもらっても毎月一万円強の赤字になる。「障害者年金から利用料を払っている。利用料や給食費を皆と同じにしてほしい」と訴える。

町田さんが今、頭を悩ませているのは、グループホームの増設や「六十五歳問題」。「アパートを貸してくれるという人がいるが、市街化調整区域にあることから市の許可がなかなかおかない」という。自立支援法施行で六十五歳以上の障害者は介護保険制度に移行しなければならなくなった。「皆と一緒に働きたいのに、デイケア施設に移行した仲間がいる。せめて自分で制度を選べるようにできないでしょうか」（中里宏）

社説 富める者には責任が 週のはじめに考える 中日新聞 2016年7月3日

英国で欧州連合（EU）離脱派が多数を占めた国民投票後、自らの投票を後悔する人が相次ぎました。参院選では「悔いなき一票」を投じたいものです。

「富裕層を優遇するアベノミクスの三年間で一握りの人たちへの富の集中が進んだ」—そんな論戦が先の国会でありました。日本の富裕層上位四十人の保有資産総額は七・二兆円（二〇一二年）から一五・九兆円（一五年）と二・二倍に膨れ上がり、それは全世帯の下位から53%の資産合計に相当する。株高など資産増大には力を入れるが再分配の問題は素通りしてきたのですから当然の帰結です。

再分配機能が低下

格差是正は急務です。ではどうすればいいのか。格差が拡大したのは「豊かな人が税金を多く納め、それを豊かでない人に分配する」という、税制が本来持つ再分配機能が低下していることが大きい。まずは「豊かな人が税金を多く納めていない」問題があります。

富裕層の所得は、勤労所得よりも株式の配当や譲渡益などの金融所得がほとんどです。この金融所得にかかる税率は所得税と住民税合わせて一律20%でしかない。このため、税の負担率で見ると一億円（申告所得額）をピークに、それより所得が増えるほど負担は減っていく。高所得者ほど負担が軽い逆進性です。

改善するには利子・配当所得の税率を25～30%に引き上げるべきです。一九八〇年ごろは30%でしたが「株式市場の活性化のため」だとか「貯蓄から投資へ」といった目的で引き下げられた。元の水準近くに戻せば数千億～一兆円前後の税収増が見込め、負担の公平や格差是正につながるはずです。

あるいはフランスやドイツなどEU十カ国が実施を準備している金融取引税を日本も導入すべきだとの声もあります。金融取引をすることに税金がかかるので金融機関やファン

ドなどからの税収が増え、行き過ぎたマネーゲームや投機を抑える効果も期待できる。

税制を納税者自身で決めようと訴える「民間税調」の共同代表、三木義一・青山学院大学長は「最大で年間三兆円もの税収増が見込め、格差を是正するためにも導入すべきだ」と主張しています。

世代間の不公平も

こうした改革で豊かな人から多く税金を納めさせたとしても、再分配があるべき形で行われていない問題もあります。経済協力開発機構（OECD）は日本の再分配の効果が加盟国中、最低レベルと指摘していますし、むしろ再分配後の方が格差が広がっていると指摘する社会学者もいるほどです。どういうことか。

極端な言い方をすれば「貧しい若者から豊かなお年寄りへ」という矛盾に満ちた再分配になっている。世代間の負担の不公平さが背景にあるのです。

シルバー民主主義といわれる政治の風潮を反映するように、投票率が高い高齢世代の負担は相対的に軽く、逆に低投票率で票を期待しにくい若者世代は重い負担を強いられている構図です。

東京財団の森信茂樹・上席研究員（中央大法科大学院教授）は次のように指摘します。

税（消費税、所得税、住民税）と年金などの社会保険料を合わせた負担が収入に占める比率が年齢によってどう推移するかをみると、二十代の働き始めから負担率は右肩上がりに上昇するが、定年の六十歳を境に大きく下がり、さらに年金生活に入る六十五歳で大きく下がり、その後は低いまま一定となる。

「つまり勤労世代に負担がのしかかっている。今後高齢化が進んでも持続可能なのか、世代間の不公平をこのままにしてよいのか」と疑問を投げかけます。

もはや高齢世代の負担を増やすしかないでしょう。具体的には、年金受給時の公的年金等控除を縮小して税負担を増やしたり、働いて所得がある人は給与所得控除と年金控除の二重控除を見直す、さらに富裕層には社会保険料も現役並みの負担を求めるべきです。

投票が将来を決める

今回の参院選から選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられ、新たに二百四十万人程度の有権者が加わります。この機会に、不公平な世代間の負担構造を見つめるべきではないでしょうか。英国の国民投票では、若者の多くがEU残留を求めたのに対し、五十代以上の年齢層は離脱派が多数を占め、結果的に国の将来を担う若者の意見が通らないという皮肉な決定となってしまいました。

自らの投票を悔い、やり直しを求める請願に四百万人もの署名が集まっていますが、国民投票の重さにはかないますまい。

シルバー民主主義か、それとも未来を担っていく若者の声も反映される社会か一票の重みを大切に考えなければなりません。

社説 視点・2016参院選 奨学金と教育費 「未来への投資」として＝論説副委員長・花谷寿人

毎日新聞 2016年7月3日

大学生らが返済に苦しむ奨学金の制度をどう変えていくべきなのか。参院選で18歳、19歳が初めて投票する。彼らには切実な問題だ。

与党は返済不要の「給付型奨学金」制度の創設に取り組むことを選挙公約に掲げている。野党も同様に「給付型」を公約にしている。

政治がこれまであまり顧みてこなかった若い有権者を意識するのは望ましいことだ。だが、給付型奨学金の規模や給付の条件をどう考えているのか、具体的に見えてこない。

現在も制度改革は進められている。国費で賄われる日本学生支援機構の貸与型奨学金のうち無利子奨学金について2017年度から返還方法が変わる。

卒業後の所得が少ない場合は月の返還額を減らし、所得が増えれば返還額も上がる仕組みを選べる。負担軽減が目的だが、利用者が「借金」を負うことに変わりはない。とくに

所得が増えない人は長期間返還し続けることになる。

年収300万円以下で返還が困難な人は返還が猶予される「救済制度」を使える。ただし猶予は10年間に限られ、それを過ぎると再び返還を始めなければならない。

返還が滞った時に課せられる延滞金は2年前に年10%から5%に引き下げられた。とはいえ負担は重い。社会に出てから延滞金の返還に追われ、元本が減らないまま返還を続けている利用者もいる。これを「救済制度」と呼べるだろうか。

給付型が増えればこうした負担は軽減されていく。だが財源の問題もある。厳しい財政事情の中、相当な規模で創設するのなら何を削って財源に充てるのか、各党には示してほしい。同時に、回収優先の返還制度も再考が必要だ。一般の学生ローンと同様に、支援機構は給付にあたり、親族か民間保証機関の保証を求めており、滞納が続けば債権回収会社に回収を委託している。滞納者に返還を督促する簡易裁判の手続きは年間約8500件に上る。自己破産に追い込まれるケースも多い。

諸外国では返還から一定期間経過すれば、残りの返還額を免除するところもある。

そもそも大学の高い学費をどう考えるのか。国の将来を描く中で若者の高等教育をどう位置づけるのか。日本は国内総生産（GDP）に占める高等教育費の割合が0.5%で、他の先進国に比べて半分ほどの低さだ。広い視野に立ったうえで、教育への公費負担を「未来への投資」として論じるべきだろう。

社説：働き方改革 生活守る政策見極めを

中日新聞 2016年7月2日

日本人の長時間労働は先進国でも最悪のレベルだ。働き過ぎの是正は労働者の命を守るのみならず、家庭と仕事の両立支援策としても有効であり争点の一つだ。

長時間労働などが原因でうつ病などの精神疾患となり労災請求した人が二〇一五年度、初めて千五百人を超えた。ここ十年で倍以上になっている。企業約千七百社が回答した厚生労働省の調査によると、「過労死ライン」の月八十時間を超えて残業した正社員がいる企業は二割超に上った。

国際労働機関（ILO）によると、週当たりの労働時間が四十九時間以上の長時間労働者の割合は、日本は二割超。フランスやドイツのほぼ倍だ。

政府は六月上旬に閣議決定した「一億総活躍プラン」に長時間労働の是正をうたい、「欧州並み」を目指すことを盛り込んだが、実現への道筋は見えない。

自民党は公約で「長時間労働を是正する」と記すのみ。公明党もプランを踏襲し、時間外労働規制について「検討を進める」とするだけだ。

対して、民進、共産、社民の三党は、残業時間の上限を法律で規制することや、勤務終了後から次の勤務開始までに最低十一時間空けなければならないとする「勤務間インターバル規制」を設けることを打ち出している。

日本では現行、労使が協定を結べば残業時間は“青天井”ともなる。野党が創設を訴える制度はフランスやドイツなどで、すでに導入されている。連合などは導入を求めるが、経済界は「事業の柔軟性を失う」と強く反発する。

長時間労働の是正は、働く人の命と健康を守るのみならず、親などの介護で仕事を辞める介護離職者を減らすとともに、仕事と子育ての両立を容易にする。少子化対策としても効果は高い。

政府が昨年提出した、働いた時間ではなく成果に応じ賃金を支払う「残業代ゼロ法案」について、与党は先の国会で審議入りを見送った。長時間労働を促すとの懸念が強く、選挙を前に争点化することを避けたのか。

同制度の導入について自民、公明の与党は公約で触れていない。おおさか維新の会は導入に賛同している。導入に反対を明記しているのは、共産、社民両党だ。

暮らしを守る重要課題に、実効性ある対策を打ち出しているのはどの政党か。選挙戦できっちりと見極めていきたい。

【主張】参院選と地方創生 人口減生き抜く知恵競え 産経新聞 2016年7月2日

高齢化が一段と鮮明になった。総務省が発表した国勢調査の抽出速報によれば、総人口の4分の1超が65歳以上の高齢者だ。東京圏への若者の流入も続いている。秋田など12県で高齢化率が30%以上となった。

人口減少が先行する地方をいかに再生するかは緊急を要するテーマだ。地方の「消滅」と東京一極集中をこのまま許せば、日本社会は弱体化の道を歩む。ところが、参院選における地方創生の議論の低調ぶりは心もとない。

安倍晋三政権は各自治体に「地方版総合戦略」を策定させるなど意欲的に対応はしてきた。交付金を設けて先駆的取り組みを後押しもするが、必ずしもうまく機能しているわけではない。政府の施策のどこを強化し、どこを改めるべきなのか。残る選挙戦で、各党には積極的な議論を求めたい。

各党の公約には、地域経済の活性化や地方分権が並んでいる。自民党はアベノミクスの恩恵を行き渡らせるとし、民進党は地方が自主的に使い道を決められる「一括交付金」の復活を訴える。

だが、日本に突き付けられているのは、人口激減に即して国家をどう作り替えていくのかのビジョンと方策だ。さらには、減少過程における影響を極力抑える知恵である。

一時的な景気浮揚策を図ったり、権限、財源を一部移譲したりしたところで、課題が抜本的に解決するわけではないだろう。

安倍政権には首をかきげたくなる政策もみられる。例えば、文部科学省は、大都市圏にある私立大の大規模校を中心に7300人を超す入学定員増を認めた。これでは、ますます若者が都会に流入しよう。そうでなくとも地方の多くの私学は定員割れしている。地方創生に逆行しまいか。

首相は全国を1つの経済圏に統合する「地方創生回廊」構想を掲げ、自民党は公約で整備新幹線やリニア中央新幹線の大阪までの早期開業を「地方創生に役立つ」と説明している。高速交通網の整備がかえって東京一極集中を加速させてきたこととの整合性を丁寧に説明すべきだ。

人口が激減すれば、産業の在り方をはじめ、住宅や交通などさまざまな制度・政策の見直し求められる。各党には、高い見地に立った対策を期待したい。

社説：参議選 参議院の存在意義 法の支配の守護者として 朝日新聞 2016年7月3日

「良識の府」「再考の府」

参議院を語る時、よくいわれる別称だ。ただ、無所属で当選した文化人らが「緑風会」を結成し、その名に恥じぬ審議をしていた草創期はすでに遠い。政党化が進み、「衆院のコピー」と言われて久しい。

時に高まる「参院不要論」に抗しようと、参院の存在意義や役割については様々な議論が重ねられてきた。決算審議を充実させたり、衆院より先に審議する法案を増やしたりといった改革も進められた。だが、多くの人が「参院ならではの」と認める決定打には欠けている。

参院選にあたり、その意義を改めて考えてみたい。

■強い国会が必要

参院憲法審査会は今年2月、「参院として重視すべき役割」をテーマに2人の参考人から意見を聞いた。そのうち、一昨年末まで参院事務局に勤めていた荒井達夫・千葉経済大特任教授（行政学）の「参院は行政監視と憲法保障の機能を強化すべきだ」の提案が目された。権力分立によって民主国家を成り立たせるには、強い内閣に対しては強い国会による行政統制が欠かせない。ただ、議院内閣制のもとで、衆院はどうしても政府と一体化し

てしまう。そこで「政府をつくる衆議院、それを監視する参議院」との役割分担がふさわしい——。それが提案の趣旨だった。

荒井氏がその重要性を痛感したのは、昨年の安全保障関連法案の審議でのことだ。集団的自衛権の行使を認めるには憲法改正が必要だというのは、国会答弁を通じた政府と国民との間の了解事項だったはずだ。それを政府が解釈で変更したのは憲法尊重擁護義務への明らかな違反であり、参院では、こうした観点からの議論をすべきだったと振り返る。

■裁判所を補完する

その参院憲法審査会でかつて客員調査員を務めた経験がある田中祥貴・桃山学院大教授（憲法学）も「参院は憲法の守護者であるべきだ」と主張する。

「守護者」といっても、正式な手続きと国民合意に基づく憲法改正を妨げるものではない。守るのは、あくまでも「法の支配」の原則だ。

いまの憲法で違憲立法審査権を持つのは裁判所だ。ただ、裁判所は具体的な事件に伴う訴訟がなければ合憲か違憲かは判断しない。また、安全保障政策など高度な政治性のある問題については、統治行為論をとって判断を避けている。こうした限界を補完できるのは、やはり政府・衆院とは一線を画す参院しかないという。

田中氏はまた、新たな法律の規定を実施するため政府が定める膨大な政省令について、立法府がチェックしていない現状も問題視する。参院に「憲法委員会」を設けて、政府が出す法案や政省令が憲法に適合しているかどうかを専門的に審査すべきだと話す。

以上は「良識の府」という抽象的な概念を具体化するひとつの提案である。

まず役割を明確にして国民のコンセンサスを得たうえで、そのために必要な選挙制度といった各論に進んでいく。これが参院の内情も知る研究者が唱える改革案であり、検討に値する。

■現状維持の果てに

もちろん、こうした理想的な姿と現実とは、あまりにかけ離れている。

昨年の安保法案審議では、国会外での講演で法案成立時期の見通しを話した当時の首相補佐官に対し、参院特別委の鴻池祥肇委員長（自民）は「参院は衆院の下部組織でも、官邸の下請けでもない」と叱責（しっせき）した。

ところが、その後は衆院の自民党からの3分の2による再可決の圧力のもと、採決の強行を余儀なくされたのである。

衆参でねじれが生じ、政権の思うように法案審議が進まなくなると「強すぎる参院」が批判され、改革論が盛んになる。

いまは逆に、衆院の圧倒的多数の勢力に支えられ、党内の権力も集中する「強すぎる首相」の力が際立つ。こうなると議論はとたんに下火になる。

参院改革がかけ声倒れに終わるのは、現職議員にとっては現状維持が実は最も居心地がよいからなのではないか。

この参院選から鳥取と島根、徳島と高知の選挙区をそれぞれ一つにする合区が実施された。こうなるとまた、「地方の声が国政に届かなくなる」と、各都道府県から少なくとも1人は選出されるよう憲法を改正すべきだとの声も出てくる。

しかし、これで憲法改正を語るのであれば、政府と自治体との権限配分や都道府県の位置づけなどを整理したうえで、「衆院は全国民を代表し、参院は地域を代表する」といった骨太の議論が欠かせないが、そこまでの深みは見えてこない。

いつまでも行き当たりばったりの議論にとどまっていれば、「参院不要論」は現実味を帯びかねない。

